

第9 株主代表訴訟

1 代表訴訟の対象

株主代表訴訟の対象（847条1項本文）

①役員等（発起人等）の責任を追及する訴え

→ここにいう「責任」の範囲が問題になる。

役員等以外の者であっても、

②払込みの仮装をした者の支払義務（102条の2第1項〔設立時募集株式の引受人〕、213条の2第1項〔募集株式の引受人〕、286条の2第1項〔新株予約権者〕）

③不公正な払込金額で株式・新株予約権を引き受けた者の支払い義務（212条1項〔不公正な払込金額で株式を引き受けた者〕、285条1項〔不公正な払込金額で新株予約権を引き受けた者〕）

④利益供与を受けた者の利益返還義務（120条3項）

については、株主代表訴訟により責任追及できる。

847条1項の「責任」の範囲

①全債務説（伝統的通説）

役員等の会社に対する債務のすべてが代表訴訟の対象となる。

∴㊸会社の提訴懈怠のおそれ、取締役の会社法上の責任以外の責任についても存する。

①847条1項は「責任」の範囲を特に限定していない。

②限定債務説（有力説）

会社法上の責任に限定される。

∴㊸取引債務などを請求するかどうかは、会社の経営判断事項に属する（ものであり、1人の株主による訴えの提起の判断を湯煎させることは適切ではない）。

①免除が不可能または総株主の同意が必要であることと、代表訴訟提起権が単独株主権であることが整合する。

③取引債務包含説（判例）

株主代表訴訟の対象となる取締役の責任は、取締役の地位に基づく責任のほか、取締役の会社に対する取引債務（会社との取引によって負担することになった債務）についての責任も含まれる。

∴㊸会社の提訴懈怠のおそれ、取締役の会社法上の責任以外の責任についても存する。

①取締役は、取引債務についても、会社に対して忠実に履行すべき義務を負う（355条）。

コラム：判例の射程

1 判例（取引債務包含説）の根拠

取引債務包含説の㊸の理由づけは、限定債務説のみを否定するものであり、全債務説をとらない根拠にはならない。

そのため、取引債務包含説を採用する根拠として重要なのは、①である。

しかし、なぜ、取引債務についてのみ、会社に対して忠実に履行すべき義務を負うのかが不明である。

↓

取締役・会社間の取引は、利益相反取引（直接取引）として、会社法356条1項2号、365条の定める厳格な手続を経て行うことが義務付けられている。

→取引相手方である取締役は、その地位に基づく「職務に関連するものとして」、当該取引債務を忠実義務に即して履行しなければならない（＝取締役の地位に基づく責任に準じて考えることができる）。

2 株主代表訴訟の対象となる責任の範囲

(1) 取引債務に含まれるもの

→取引によって生じた債務の変形または実質的に同一性を有すると認められる債務
：「会社との取引によって負担することとなった債務」という表現

①履行債務

②利益相反取引が無効である場合の原状回復義務（民 121 条の 2 第 1 項）

③利益相反取引が解除された場合の原状回復義務（民 545 条 1 項）

④取引の債務不履行時の損害賠償義務（民 415 条 1 項）

(2) 取引債務に含まれないが、株主代表訴訟の対象となりうるもの（職務関連性が認められる）

①違法に支給された役員報酬の原状回復義務（民 121 条の 2 第 1 項）

②会社の業務執行において取得した物を会社に引き渡す債務（330 条，民 646 条）

(3) 取引債務に含まれず、株主代表訴訟の対象にもならないもの（職務関連性が認められない）

①取締役がその地位に就く前に負担していた債務

②相続した債務

③不法行為に基づく債務（民 709 条）

④物権的請求権に係る債務